

化学物質管理ランク指針(製品版) Ver.15への改定と お願い事項について

パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
品質・環境本部
2025年9月30日

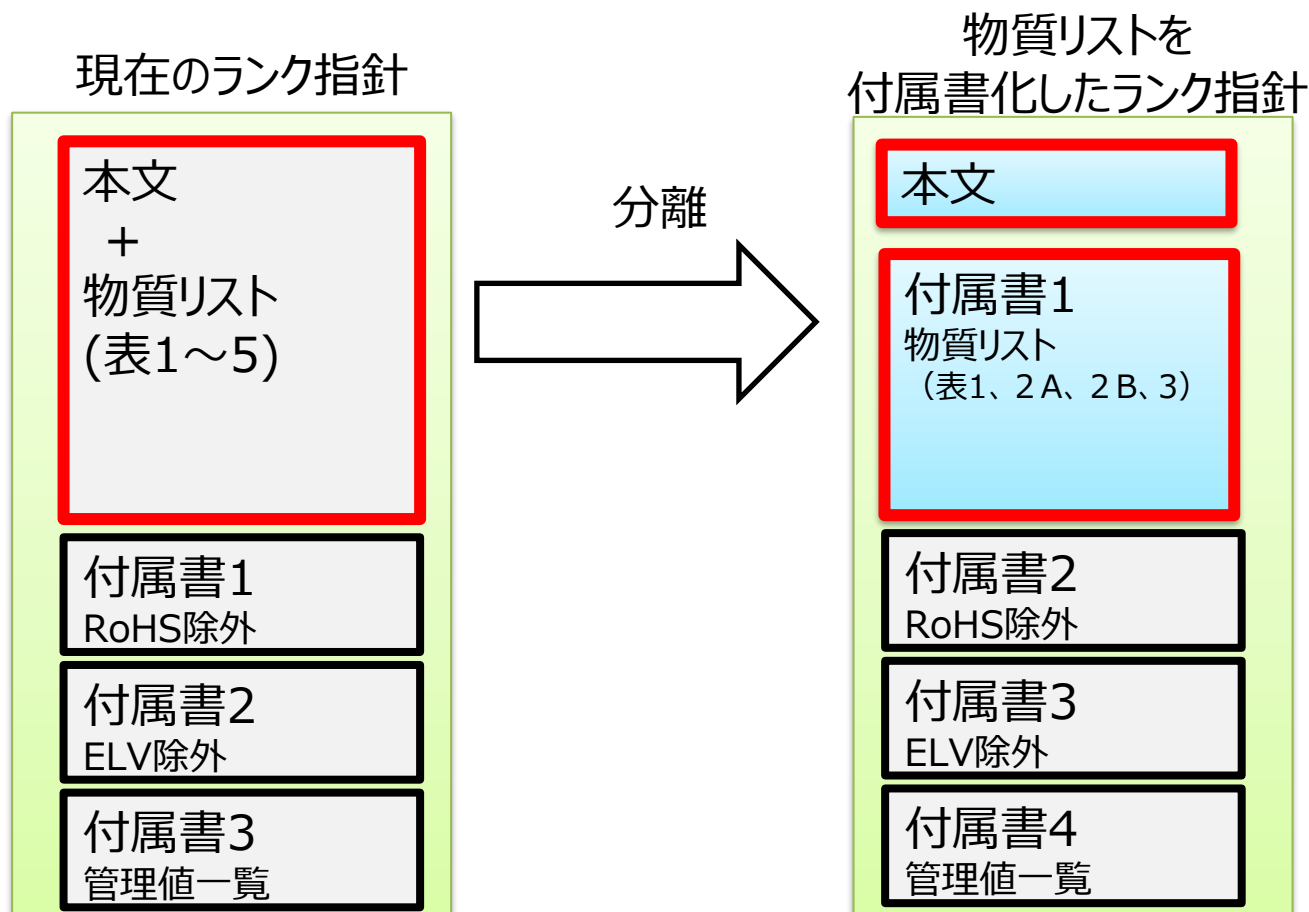
1. ランク指針 構成変更

2. ランク指針 改正内容

3. 購入先様へお願いすべき事項

リンク指針 構成変更

- 従来のリンク指針から、見やすさを改善し、物質リスト(表1～5)を付属書1とする
- 但し、リンク指針としては本文、付属書を含め、現行通り1つのPDFファイルとする
(バージョンも1つに統一する)



ランク指針 構成変更

- 改定時のバージョン管理方法は、基本的には現行から変更しない
- ランク指針のバージョンは1つ（本文、付属書改定時にバージョンを変更する）

【改定箇所ごとのバージョン管理方法】

改定レベル	改定箇所	バージョンの管理方法（Verの数値は例）
メジャー改定	・本文（不使用保証の範囲に影響あり） ・付属書1 表1(レベル1)	Ver.15 （Ver.14から改定する場合：整数値が1増加）
マイナー改定	・本文（不使用保証の範囲に影響なし） ・付属書1 表2A、2B(レベル2)	Ver.15→Ver.15.1 （Ver.15から改定する場合：小数第一位が1増加）
	・付属書1 表3(レベル3)	
	・付属書2 RoHS除外	
	・付属書3 ELV除外	
	・付属書4 管理値一覧	
	不使用保証書のバージョン	Ver.15※

※メジャー改定時は「有害物質に関する不使用保証書」の入手が必要

1. ランク指針 構成変更

2. ランク指針 改正内容

3. 購入先様へお願いすべき事項

リンク指針 改正内容：主な改定箇所

■ リンク指針

1. 本指針の目的

2. 適用範囲

3. 運用及び適用除外

4. 制定と改廃

5. 用語の定義

6. 規定管理物質

- No.1 : ポリ塩化ターフェニル(PCT)類の規制内容を更新(P.6参照)
- No.6 : 短鎖型塩化パラフィン(SCCP)の規制内容を更新(P.11参照)
- No.8 : ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)の規制内容を更新(P.7参照)
特定臭素系難燃剤をPBB とPBDE に分離して記載(P.7参照)
- No.17 : ホルムアルデヒドの規制内容を更新(P.8参照)
- No.18 : ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の規制内容を更新(P.9参照)
- No.22 : ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)の規制内容を更新(P.9参照)
- No.27 : 炭素数9 から14 のペルフルオロカルボン酸(PFCA)の規制内容を更新(P.10参照)
炭素数15 から21 のペルフルオロカルボン酸(PFCA)をレベル1 に変更(P.10参照)
- No.30 : デクロンプラス™ の規制内容を更新(P.9参照)
- No.31 : UV-328 の規制内容を更新(P.9参照)
- No.32 : 中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17)をレベル1 に変更(P.11参照)

◇付属書1.

• 禁止物質レベル1

• 禁止物質レベル2

• 禁止物質レベル3

- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)をレベル3 からレベル2A に変更(P.12参照)
- ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)をレベル3 からレベル2A に変更(P.12参照)
- 有機ハロゲン難燃剤(OFR)をレベル2B に追加(P.12～13参照)
- デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)をレベル3 からレベル2B に変更(P.12参照)

◇付属書2. EU RoHS指令除外項目一覧表

• 最新情報へ更新

◇付属書3. ELV指令除外項目一覧表

• 最新情報へ更新

◇付属書4. 禁止物質の管理値

禁止物質レベル1の改定内容(1/6)

- 参照法令で取り上げていない豪州の法令で、当社グループの出荷製品に影響を及ぼす可能性がある改正が行われたため、規制内容を更新

付属書1 表1

青文字は主な変化点

No.	物質/物質群	パナソニックグループ 規制内容	規制対象	主な参照法令
1	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	すべての用途	EU REACH Annex XVII

禁止物質レベル1の改定内容(2/6)

■ EU POPs規則の改正ドラフトにより、規制内容を更新

また、特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE)として集約して記載していたが、規制内容や参照法令も異なるため、PBBとPBDEを分離して記載する

付属書1 表1

青文字は主な変化点

No.	物質/物質群	パナソニックグループ 規制内容	規制対象	主な参照法令
8	ポリブロモジフェニル エーテル (PBDE)	・EU RoHS対象機器 意図的使用禁止かつ 1000ppm未満	(1)EU RoHS対象機器	化審法 EU RoHS EU POPs Annex I TSCA POPs条約
		・EU RoHS対象機器以外 意図的使用禁止かつ 10ppm未満	(2)上記以外：すべての用途(電池の材料としての用途、自動車用部品、包装材、玩具・育児用品など) ----- <適用除外> - PBDEを含むリサイクル材を含有する玩具および育児用品の材質中における350ppm未満のPBDE(2026年10月20日まで) - PBDEを含むリサイクル材を含有する成型品(玩具と育児用品以外)の材質中における350ppm未満のPBDE(2027年6月30日まで) - PBDEを含むリサイクル材を含有する成型品(玩具と育児用品以外)の材質中における200ppm未満のPBDE(2027年7月1日以降)	

(注) ランク指針の適用除外の満了日は、基本、法規制の適用除外満了日の6カ月前に設定

禁止物質レベル1の改定内容(3/6)

- EU REACH規則の改正（[\(EU\) 2023/1464](#)）により、ホルムアルデヒドが規制対象に追加されたため、ランク指針規制内容を更新。それに伴い、『ドイツ 化学品禁止規則』、及び『デンマーク ホルムアルデヒド規制』を参照法令から削除した。

付属書1 表1

青文字は主な変化点

No.	物質/物質群	パナソニックグループ 規制内容	規制対象	主な参照法令
17	ホルムアルデヒド	・木材ベースの成形品 気中濃度0.062mg/m³(0.05ppm) 未満 ・上記以外の成形品 気中濃度0.080mg/m³(0.06ppm) 未満	すべての用途(成形品が対象) 但し、建材、住宅設備等の規制値は該当する事業会社・事業場で別途規定する	EU REACH Annex XVII TSCA カナダ環境保護法1999

禁止物質レベル1の改定内容(4/6)

■ EU POPs規則の改正により、規制内容を更新

付属書1 表1

青文字は主な変化点

No.	物質/物質群	パナソニックグループ 規制内容	規制対象	主な参照法令
18	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩およびPFOS関連物質	意図的使用禁止かつ ・ PFOS(塩を含む)の場合 25ppb (0.025ppm)未満 ・ 1つまたは複数のPFOS 関連物質の 組み合わせの場合 濃度合計が1000ppb(1ppm)未満	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs条約
22	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)	意図的使用禁止かつ 75ppm未満	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs条約
30	デクロランプラス™	意図的使用禁止かつ 1000ppm未満 ・ 2027年4月16日から 1ppm未満	すべての用途 ----- <適用除外> (2029年8月26日まで) - 航空宇宙、防衛用途 - 医療用画像診断と放射線治療の装置/設備	化審法 EU POPs Annex I POPs条約
31	特定ベンゾトリアゾール化合物(2) UV-328	意図的使用禁止かつ 100ppm未満 ・ 2026年8月4日から 10ppm未満 ・ 2028年8月4日から 1ppm未満	すべての用途 ----- <適用除外> (2030年2月4日まで) - 自動車(トラック、自動二輪車、建設用、農業用、産業用などを含む) - 産業塗装(エンジニアリング機械/鉄道輸送/大型鋼構造物の重防食塗装など) - 偏光板中のトリアセチルセルロース(TAC)フィルム - 航空機	化審法 EU POPs Annex I POPs条約

(注) ランク指針の適用除外の満了日は、基本、法規制の適用除外満了日の6カ月前に設定

- スtockホルム条約（POPs条約）第12回締約国会議（COP12）において、長鎖ペルフルオロカルボン酸（C9-C21 PFCA）が附属書A（廃絶）に追加された。
- 炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA) を禁止物質レベル2から禁止物質レベル1へ変更
- 炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA) の規制内容を更新

付属書1 表1

従来より禁止物質レベル1

青文字は主な変化点

No.	物質/物質群	パナソニックグループ 規制内容	規制対象	主な参照法令
27	炭素数9から21のペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩およびC9-C21 PFCA関連物質	[C9-C14 PFCA] 意図的使用禁止かつ ・C9-C14 PFCA(塩を含む)の場合 25 ppb(0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のC9-C14 PFCA関連物質の組み合わせの場合 濃度合計が260 ppb(0.26ppm)未満	すべての用途 <適用除外> - 電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての1ppm以下のC9-C14 PFCA	EU REACH Annex XVII、 POPs条約
		[C15-C21 PFCA] 意図的使用禁止	すべての用途	POPs条約

新規に禁止物質レベル1へ追加

- スtockホルム条約（POPs条約）第12回締約国会議（COP12）において、中鎖型塩化パラフィン（MCCP, C14-17）が附属書A（廃絶）に追加された。
- 中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17)を禁止物質レベル2から禁止物質レベル1へ変更

付属書1 表1

No.	物質/物質群	パナソニックグループ規制内容	規制対象	主な参照法令
32	中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17) (塩素化率45重量%以上のものに限る)	意図的使用禁止	すべての用途 ----- <適用除外> - 次の用途に使用される軟質ポリ塩化ビニル： ・ 建設分野(建物とその他構造物のメンテナンスを含む)において、商業目的以外で使用される屋内空間の床材以外の用途 ・ 建設分野のワイヤーおよびケーブル ・ 医療機器及び体外検査用機器のワイヤー及びケーブル ・ 包装分野におけるカレンダーフィルム - 断熱用途の軟質発泡エラストマー(FEF) - 次の用途に使用される接着剤および封止剤 ・ ドア及び窓のシーリングに使用されるポリサルファイド系シーラント及び一成分ポリウレタンフォーム ・ 防水コーティングおよび防食コーティング ・ 航空宇宙および防衛用途 - 航空宇宙および防衛製品の非構造接着に使用されるテープ - 皮革の加脂成分(子供用製品を除く)	POPs条約

MCCPがレベル1に変更されたことに伴い、SCCPの規制内容を更新

No.	物質/物質群	パナソニックグループ規制内容
6	短鎖型塩化パラフィン(SCCP, C10-13)	意図的使用禁止かつ 中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17)の不純物として含有する場合 は1500ppm未満

追加

削除

禁止物質レベル2の改定内容

- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)をレベル3からレベル2に変更
- 有機ハロゲン難燃剤(OFR)をレベル2に追加 (※対象物質と規制対象の詳細は次ページ参照)

付属書1 表 2 A 禁止物質レベル2A

No.	物質/物質群	納入禁止日	規制対象	主な参照法令
1	ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)	2031年1月1日 但し、今後の法規制動向に応じて変更する場合もある	すべての用途	米国国内法
2	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質	2026年10月10日	織物、革、毛皮、皮での使用において ・PFHxA(塩を含む)の場合 25ppb (0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のPFHxA 関連物質の組み合わせの場合 濃度合計が1000ppb(1ppm)未満	EU REACH

追加

付属書1 表 2 B 禁止物質レベル2B

No.	物質/物質群	納入禁止日	規制対象	主な参照法令
3	有機ハロゲン難燃剤(OFR)	今後の法規制動向に応じて設定	次の用途 (1) ディスプレイのプラスチック製筐体およびスタンド (2) 上記以外：屋内用途のEEEのプラスチック製筐体 ＜適用除外＞ - 皮膚に接触しない部品の筐体 - コード、ケーブル、スイッチ、コネクタ	米国国内法
4	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	今後の法規制動向に応じて設定	すべての用途	カナダ環境保護法 1999

追加

◆ 実務における法律内容・解釈については常に最新の情報を参照いただき、必ず原文等にてご自身にてご確認下さい。

有機ハロゲン 難燃剤	炎の延焼抑制のために使用する、以下の結合をもつ化学物質 炭素C – ハロゲン（フッ素F、塩素Cl、臭素Br、またはヨウ素I） ※主にchemSHERPA管理対象物質 物質群コード SG058（ハロゲン系難燃剤）の対象物質が該当するが、これに含まれない物質もあるので注意
規制対象 部品	プラスチック製外筐（外部筐体）※¹に有機ハロゲン難燃剤を使用した、電気電子製品※²の部品 ※¹ 外筐（外部筐体）： インクロージャーの役割*をはたし、電気電子製品を使用する者が触れることができる部品。 *「感電の危険をもたらすリスクがある装置にアクセスできないようにするもの、もしくは 内部で発生する電氣的妨害によって発生する炎の伝播を遅らせるためのもの」 ※² 電気電子製品： 標準 120V コンセント最大 20A 回路、または電池で駆動する製品
規制対象外 部品	・一般消費者がアクセスできない部品（プリント基板や内部ファン） ・取外・交換できるが、製品が完全に組立てられ機能する状態では電気電子製品を使用する者が触れることができない内部部品 ・重量が 0.5 g 未満の部品 ・配線、コード、ケーブル、スイッチ、電球、コネクタ ・外筐の周りを装飾のために囲った部品（PVCシート等）

1. ランク指針 構成変更

2. ランク指針 改正内容

3. 購入先様へお願いすべき事項
(ランク指針改定に伴う社内対応の留意点含む)

- ・禁止物質レベル1の改定に伴い、不使用保証書の再提出をお願い致します
- ・不使用保証書の再提出にあたっては、貴社製品または部品への禁止物質レベル1物質群の含有や混入の可能性の有無を、貴社サプライチェーンも含めて確認くださいますようお願い致します

■再提出の方法

ランク指針Ver.15に対応した最新の「不使用保証書(禁止物質レベル1)」に必要な事項を記載・捺印の上、パナソニックグループの事業会社・事業場が設定する期日までに、再提出をお願い致します

■留意点

禁止物質レベル1の物質群をパナソニックグループ規制内容を超えて含有する部材は、ランク指針Ver.15不適合となりますので、依頼させて頂いた弊社事業会社・事業場に**至急連絡**の上、代替をお願い致します

ランク指針Ver.15施行日以降に、弊社の担当部門よりGP-Webを介した調査依頼をさせていただきますので、依頼に基づいて含有化学物質情報を再確認(必要に応じてデータを修正)し、最新のツールバージョンでデータの登録をお願い致します

■ 留意点

- ① 禁止物質レベル1に関して新たに追加された物質群、および規制内容が更新された物質群について、含有状況の再確認をお願い致します
- ② 禁止物質レベル1の物質群をパナソニックグループ規制内容を超えて含有する部材は、ランク指針Ver.15不適合となりますので、依頼させて頂いた弊社事業会社・事業場に**至急連絡**の上、代替をお願い致します

■ 禁止物質レベル2

- 近い将来、レベル 1 となる可能性が極めて高いため、代替に向けた準備をお願いします

■ RoHS対象物質の適用除外に関して

- 適用除外延長申請のあったその他の適用除外項目については、現在もEUで審議が継続しています。これらの項目についても、適用除外期限が新たに設定される、または適用除外範囲が限定される可能性がありますので、今後の動向にご注視下さいますようお願い致します

関連文書の掲載

以下の文書は下記URLから入手をお願いします

グリーン調達
基準書
Ver.6.5

リンク指針
Ver.15

- ・ 規制値
- ・ 除外項目一覧
- ・ 管理値一覧

日本語

<https://holdings.panasonic.jp/corporate/about/procurement/green.html>

英語

<https://holdings.panasonic/global/corporate/about/procurement/green.html>

中国語

<https://panasonic.cn/about/csr/supply/procurement/>

製品化学物質管理システム
(GP-Web)
マニュアル類
(メンバー専用)

日本語、英語、中国語

<https://www.is.jp.panasonic.com/supplierportal>

chemSHERPAホームページ

日本語 <https://chemsherpa.net/>

英語 <https://chemsherpa.net/english>

説明資料掲載サイト

日本語

<https://chemsherpa.net/aboutchemsherpa/description>

英語・中国語

<https://chemsherpa.net/english/aboutchemsherpa/description>